

第一百九十四回国会

財務金融委員会議録 第九号

平成二十八年二月二十九日(月曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

宮下 一郎君

理事

藤井比早之君

理事

松本 洋平君

理事

古川 元久君

理事

青山 周平君

理事

岩田 和親君

理事

大岡 敏孝君

理事

大野敬太郎君

理事

勝俣 孝明君

理事

工藤 彰三君

理事

新谷 正義君

理事

鈴木 隼人君

理事

高橋ひなこ君

理事

中山 展宏君

理事

根本 幸典君

理事

福田 達夫君

理事

務台 俊介君

理事

山田 玄葉光一郎君

理事

前原 誠司君

理事

小泉 龍司君

参考人

(SMBC日興証券株式会社
金融経済調査部部長)

財務大臣政務官

参考人

(SMBC日興証券株式会社
金融経済調査部部長)

末澤 豪謙君

大岡 敏孝君

同日

辞任

新谷 正義君

同日

辞任

越智 隆雄君

同日

辞任

新谷 正義君

同日

辞任

瀬戸 隆一君

同日

辞任

瀬戸

るということがあるわけですよ。これを経済学で余暇といいますが、それに課税をしない場合、一部の消費は余暇によって代替される、何もしないことによって代替される、それで不当に消費が下がるんだというわけです。

したがつて、ラムゼーの議論によれば、余暇への課税がもし可能だとすれば、そのときは一律の課税がベストだということになります。

例えば、ごろごろに置きかえられるものとして、読書、音楽鑑賞、美術などですよね。これが文化。それに対して、食品のようなものは、ごろごろしてもおなはすきますから、代替は少ないわけあります。

したがつて、ラムゼーの場合は、文化への消費税率は低目に抑えて、食品の消費税率は高目でいいということがその考え方であります。次のページに参りまして、したがつて、消費税についての基礎理論というのは、一律税率が経済をゆがめるということを言っているわけです。

なぜこれが財政学者によつて余り取り上げられないかというと、文化に低課税、食品には高課税というのは逆進的だということで、このことは議論されるけれども、こういうことを言つている人がいるけれどもねというだけで、そのままにされているわけであります。

ところが、文化というもの、特に活字を読む活動について申しますと、今その文化は、ごろごろしていることだけではなくて、ほかのことによつても重大な挑戦を受けています。それはインターネットであり、スマートであります。

そういう媒体を通じた情報の収集というのは、消費者の立場からは無料なわけです。実際に無料ではなくて広告料収入で賄つてているわけですが、無料というふうに受け取られている。したがつて、消費税率が活字媒体に対して上がつていく一方で、スマート、インターネットについてはただという認識があると、そういう媒体についての需要がどんどん減つていくといふことであります。

こうした文脈から、次のページであります。

まづ、私は、消費税率一〇%引き上げ時の軽減税率導入には反対の立場であります。

一七年四月からの消費税率一〇%引き上げ時に軽減税率を導入することにつきましては、次のようないい問題があると考へます。

第一に、所得再分配政策上の効果です。

軽減税率は、高所得者ほど多くの恩恵が及ぶの

で、低所得者対策ではないという点であります。

加えて、今回、軽減税率一兆円の財源として、低所得者対策である総合合算制度の取りやめが予定されていますが、これら二つをあわせて考へます

と、政策の軸が低所得者から高所得者へシフトし

て、こういうことになると思ひます。これまで推し進めてきた税・社会保障一体改革の理念に逆行するのではないかと思ひます。

二番目の問題は、軽減税率の実施に伴い、国民全体の手間、コストが増大するということです。

そもそも消費税の長所は、収入から経費を差し引いて計算する所得税と比べて、納税コスト、微

税コストが少ないといふ点であります。

経費というのは法律で定めた概念で、税務当局も納税者も、この概念をめぐつてはいろいろ争いがあるところでござります。しかし、消費税にはそういう問題がないということです。

これが軽減税率の導入により、区分経理をする必要が出てきます。納稅義務者である事業者だけ

でなく、消費者や国、税務当局のコストも増加します。外食サービスにおけるイートインとテーク

アウトの区分は今も歐州諸国で悩みの種となつて

おり、今後、我が國でも同様の問題、混乱が生じることが予想されます。

また、複数税率による益税や不正の拡大も予想されます。

このようないいコストは、全て最終的には国民の負担になるわけです。

三番目に、今後、軽減税率の適用拡大をめぐつて利権型政治が繰り返される可能性が高いといふ

問題があります。

既に、医療、これは社会保険診療報酬ですが、それから住宅などが、今後の軽減税率の導入を目指して世論喚起を進めている動きがあります。か

つて行われていたような陳情合戦、利権政治が復活し、政治と金の問題がまたぞろ大きな問題となりかねません。歐州諸国では、政党の選挙マニアが見受けられます。今後、我が国でも同じようないいことが懸念されると思います。

二〇一四年の六月、我が国でOECDが主催しましたVATフォーラムが開催されまして、先進諸国の税制当局者が一堂に会しました。私も呼ばれてその場に参加しましたが、その場では、軽減税率は極めて効率の悪い制度であることが共通の話題となりました。

OECDの事務局、それからIMFのエコノミストなどが、歐州の軽減税率、非課税制度は消費税制度の効率性を損なつております。なるべく縮小すべきだという見解を述べ、参加者全員が賛同し、フレスリリースに次のように書かれております。

「低所得者世帯の負担を緩和するため、軽減税率を導入している国もあるが、消費税グローバル

フォーラムにおける議論においては、軽減税率は、低所得者を支援する方策として、対象者を限定した給付措置に比べると極めて非効率であると定めたことが確認された。」と。これはフレスリリースにちゃんと書かれております。

また、その場で会いましたパスクアル・サンタマ

ンというOECDの租税委員会事務局長、私の友人ですが、彼と雑談した際に、私に、軽減税率についてアドバイスをしてくれました。

さて、私が最も問題だと考へる点は、軽減税率を決定する際に、その財源もあわせて国民に提示すべきだということですが、それが提示されないと、軽減税率という減税部分だけを国民に見せておいて、その財源、つまり増税部

手) ○宮下委員長 ありがとうございます。
次に、森信参考人にお願いいたします。
○森信参考人 中央大学法科大学院の森信でございます。

きょうは、私は、消費税の軽減税率に意を綴つてお話をしたいと思います。

このようにコストは、全て最終的には国民の負担になるわけです。

また、複数税率による益税や不正の拡大も予想されます。

このようないいコストは、全て最終的には国民の負担になるわけです。

また、複数税率による益税や不正の拡大も予想されます。

このようないいコストは、全て最終的には国民の負担になるわけです。

えます。

本来の議論のあり方は、一兆円の軽減部分については消費税の標準税率を引き上げることにより補填するということだと思います。私の目の子の計算では、軽減税率を導入するのであれば、標準税率は〇・五%引き上げて一〇・五%にならなければつじつまが合わないと思います。そもそも消費税は全額社会保障財源に充てられる目的税なので、こう考えるのが筋ではないでしょうか。

つまり、国民に、標準税率一〇%か、標準税率一〇・五と軽減税率八%かの選択肢を示して、消費税改法の選択肢である給付つき税額控除とメリット、デメリットを比較しながら議論することが本来の議論のあり方だと思います。しかし、今回行われてきた議論は軽減税率導入賛成か反対ただけでした。このような議論の方法では、国民は減税である軽減税率に賛成することは目に見えています。

最後までこのような議論に終始したことの責任の一端は、私は、新聞の報道ぶりに問題があると考えています。

新聞業界は、みずから新聞への軽減税率の適用を自党に長年要望してきました。したがって、軽減税率の代替案である給付つき税額控除についてのメリット、デメリットなどを議論する機会はほとんどありませんでした。その報道は公平、中立なものからはかけ離れていたと思います。

今後も、軽減税率の適用を受けるということで新聞の報道には公平性、中立性に疑念が持たれる可能性がありますが、そういうことのないような報道をお願いしたいというふうに思います。

では、軽減税率にかかる低所得者対策としてはどのような政策が考えられるでしょうか。税制改革は給付つき税額控除を挙げていますが、その具体案を考えてみたいと思います。

その際、ヒントとなるのはカナダの給付つき税額控除です。今お手元に配付しております資料の二ページを開いていただきたいと思いますが、このカナダの制度は、世帯収入大体三百万円以下の

者に対しても、大人一人当たりざつと二万円強、子供はその半分を、家族の人数に応じて定額で給付する制度です。

この給付額というのはどうやって計算したかと申しますと、低所得世帯の基礎的な消費支出に係る消費税額を計算したものです。納税者が所得税申告時にこの控除の適用を希望する旨の申請を行って、その申請に基づいて、当局が有資格かどうかの所得条件などを審査して、納税者の口座に直接給付額を振り込むようになっておりますので、不正もほとんどありません。

これは、現在我が国で行われている児童手当、これも所得制限がありますが、これと基本的には変わらないわけであります。決して複雑でも面倒ではありません。現在、自治体を窓口にして簡素な給付措置が実施されています。そのインフラがそのまま活用できるわけです。本年一月からマイナンバーを導入したわけですから、世帯の収入を合算して低所得者世帯に給付するということも可能になります。制度設計は国が行い、実際の給付事務は自治体が行うということであります。

カナダの制度にはもう一つ注目すべき点があります。この一番下の単身者のラインを見ていただきます。この一番下の単身者のラインを見ていただけに、普普通、税の負担は累進構造で右肩上がりに逆進性と言わわれているわけですが、これが食料品の軽減税率を入れますとどうなるか。これは紫のラインでございまして、ほぼ下に少しづつ平行移動するというふうな形になるわけでございます。

これが、先ほどの給付つき税額控除の案を入れ進めになっていく、つまり逆進が完全に累進になるというふうな効果があるわけです。

そういう意味においても、この制度の方がはるかに簡素で効果があるというふうに私は考えております。

以上述べましたように、軽減税率で失う一兆円の社会保障財源があれば、単なる低所得者対策だけでなく、子育て支援や非正規雇用、ワーキングプア対策にも活用できる給付つき税額控除ができます。百三十万円の壁と言っているパート労働者の問題もこれによって解決することができます。

これを参考にしつつ、二ページの図でございまが、これは私が勝手につくった案でござりますが、例えば、三百万円未満の世帯に一人当たり四万円、大人も子供も四万円です、三百万から四百萬未満の者には一人当たり二万円、これを定額で給付する案をつくってみました。

この制度の必要財源は、二ページに書いてござります。

いますが、大体五千四百億。ただ、年金生活者は給付をしないということづくつております。なぜならば、年金の場合には、物価スライドを通じて消費税負担が相殺されるというふうに思っております。

次の二ページでございますが、この両方の案、つまり、軽減税率と、この軽減税率で失われる一兆円の半分の財源でつくりました、日本型といいますか、私の給付つき税額控除の案を比較いたしました、四ページのような図になります。

この緑のラインが消費税率一〇%のときの世帯年収ごとの消費税負担割合でござります。これが右肩下がりになつていて、逆に向いているじゃないか、普通、税の負担は累進構造で右肩上がりであります。そのため活用できるわけです。そのインフラがそのまま活用できるわけです。本年一月からマイナンバーを導入したわけですから、世帯の収入を合算して低所得者世帯に給付するということも可能になります。制度設計は国が行い、実際の給付事務は自治体が行うということであります。

カナダの制度にはもう一つ注目すべき点があります。この一番下の単身者のラインを見ていただきます。この一番下の単身者のラインを見ていただけに、普普通、税の負担は累進構造で右肩上がりに逆進性と言わわれているわけですが、これが食料品の軽減税率を入れますとどうなるか。これは紫のラインでございまして、ほぼ下に少しづつ平行移動するというふうな形になるわけでございます。

これが、先ほどの給付つき税額控除の案を入れ進めになっていく、つまり逆進が完全に累進になるというふうな効果があるわけです。

そういう意味においても、この制度の方がはるかに簡素で効果があるというふうに私は考えております。

以上述べましたように、軽減税率で失う一兆円の社会保障財源があれば、単なる低所得者対策だけでなく、子育て支援や非正規雇用、ワーキングプア対策にも活用できる給付つき税額控除ができます。百三十万円の壁と言っているパート労働者の問題もこれによって解決することができます。

これを参考にしつつ、二ページの図でございまが、これは私が勝手につくった案でござりますが、例えば、三百万円未満の世帯に一人当たり四万円、大人も子供も四万円です、三百万から四百萬未満の者には一人当たり二万円、これを定額で給付する案をつくってみました。

この制度の必要財源は、二ページに書いてござります。

このような状況のもとでは、政策の軸を高齢者から若年層、勤労世代に移し、少子化対策により多くの財源を振り向けることによって、非正規雇用の増大に伴うワーキングプアへの抜本的な対策を行うこと、このような政策こそが経済を下支えするのではないかと思います。

実は、ワーキングプアについての整合的な政策を持つていないのは、私は、先進国では日本ぐらいただと思います。アメリカでもイギリスでもフランスでもオランダでも、どの国でも給付つき税額控除でワーキングプア層というものを、勤労インセンティブを高めながら対策をとっているわけでございます。

最後にもう一つ、益税と不正、それからインボイスの問題について述べたいと思います。

軽減税率導入となれば、二つの税率を区分して経理する必要が生じるので、インボイス、適格請求書の導入が必要になります。売り上げと仕入れのあらゆる取引につきまして、適用税率ごとの税額を算出して消費税額を計算する必要があります。

インボイスには、適正なものかどうかをチェックするために、VAT番号、登録番号の記入が義務づけられます。このインボイスには事業者の抵抗が強いと言われており、今回の法案でも二〇二一年まで導入が先延ばしされております。

しかし、長年、欧州諸国でインボイスを実際に自分で見ていろいろインタビューをしてきましたが、自分にとりましては、これは大きな誤解であります。

インボイスというのは、まず第一に、消費税に伴う益税とか不正を防止する大きな役目を持っております。しかし、それだけではなくて、それ以外にも大きなメリットを持つているわけです。

それは、まず第一に、軽減税率導入に伴う複数の経理、この納税計算を簡素にするという役目であります。

それから、次に大きな役目としては、事業者間の価格転嫁を容易にするという大きなメリットが

あります。これは、図五でインボイスの役目を図示しておりますが、時間が関係で、もし御質問があればお答えしたいと思いますが、基本的には、インボイスがあれば、事業者間の取引は、その消費税の額だけ、この五ページの図でいえば、(1) (2) (3)と行つて買ひ手は売り手に消費税を支払いますが、売り手はそれを納税する、その納税を待つて国は控除する、この三つの三面等価がきちんと行われるので、消費税額分だけちょっとまけてくれよというふうな、日本で行われているような直接的な感覚というのが全く排除されます。したがって、インボイスがあれば事業者間の価格転嫁といふのは極めてスムーズに行われる、これは非常に大きなメリットでございます。

それから、インボイスの導入は二〇一二年四月からとなっていますし、また、その後六年間はインボイスの出せない免税事業者からの仕入れについても一定割合で税額控除ができることになつております。つまり、この間は益税を黙認することになると思います。

インボイス制度が導入されると免税事業者が取引から排除されるといいますが、これも間違いであります。実際、歐州諸国の例を見ますと、免税事業者は、みずから特権を放棄して課税選択をしておりません。その理由は、課税選択をした方が仕入れ税額控除ができるから有利になるからです。

また、事務手間は、インボイスがあるから、そのインボイスを集めておいて、売り上げに係る消費税額と仕入れに係る消費税額をインボイスで足し算をして、あとは引き算をすればいい。足し算二回、引き算一回で消費税額が計算できるわけです。

こういうことで、私は、インボイス制度の導入はもつと早く行うべきだと思います。

消費税制度というのは、事業者、消費者、国民全員の信頼の上に成り立つていての制度です。その信頼性を損なうような特例措置、例えば免税事業者からの仕入れ税額控除を認めるということは遠

やかに廃止することが必要だと私は思います。

以上、いろいろ述べましたが、消費税軽減税率を消費税率一〇%引き上げ時に導入するというこ

とにつきましては、私は反対の立場であります。ありがとうございます。(拍手)

○宮下委員長 ありがとうございます。

次に、太田参考人にお願いいたします。

○太田参考人 私は、太田義郎と申します。

名古屋市内の中村区で米穀業を五十年以上やっております。いわば町の米屋のおやじであります。今回、自営業者の代表として意見表明の機会を与えていただきたことは大変ありがたく、感謝申し上げたいと思います。

私は、全国商工団体連合会の副会長をしております。私どもの団体について一言だけ御紹介をさせていただきます。

私どもは、私の業種であります米屋だと酒屋、肉屋、八百屋はもとより、町の飲食店、それから建設業者、そして物づくりに携わる町工場など、異業種で構成されており、全国に約二十万人の中小業者が組織をされております。

何よりの特徴は、その中でも五人以下の小規模の事業者と個人業者を中心構成をされている点であります。そのような町の事業者の営業と生活、諸権利を守り、社会的、経済的地位の向上を図ることを目的に、この六十五年間、終戦後からずっと活動してまいりました。

本委員会で審議をされている所得税法の一部を改正する法律案には、消費税の軽減税率導入のための消費税法の一部改正が含まれております。二〇一七年四月に予定される消費税率一〇%への増税と同時に、一部の品目を現行税率の八%に据え置く、いわゆる軽減税率を導入するというもので

この点について、なぜなのかという理由を三点述べたいというふうに思います。

理由の第一は、軽減税率の導入は、適格請求書等保存方式、すなわちインボイスの導人が前提とされています。

インボイスの導入は、課税業者に新たな膨大な事務負担を負わせるものとなります。中小業者の経営を直撃するものとなるからです。レジ変更だけで数十万円の負担、軽減税率で八万店が消滅すると述べている経済アナリスト、東京商工リサーチの方からこんな意見も寄せられておりま

す。

先生方はよく御存じのように、今の経済環境は引き続き大変厳しい状況が続いている。先日発表されましたGDPもマイナスが続いている。デフレを脱却したとは言いがたいというふうに思います。

ほとんどの業者はインボイスなど知らないのが現状です。聞いたことがない、そういうのが現状だと思います。日本には、商習慣上、全くこうい

うのはありません。税の知識も不十分な中に、このような複雑な仕組みを押しつけること 자체が問題だと思います。新たな事務負担に耐えられず、廃業や倒産に至る業者がふえることになることは間違いません。新規開業の若い芽も出なくなるのではないかという心配があります。

理由の第二は、免税業者を取引から排除するという問題です。

本委員会でも御審議されていますように、全事業者八百二十五万者のうち、売り上げ一千万未満の免税業者というのは五百十三万者に上つております。インボイスの導入は、この免税業者を取り扱うべき事務負担を要求することになります。

複数税率に対応するためのレジの導入、あるいはシステムの仕様変更、値札の変更、税率区分集計など、事務負担が求められます。人件費もかかります。一人、二人の小さな商売でも、今の実務の二倍、三倍の時間がかかると言われております。夜中まで伝票と格闘しなければならないことになるでしょう。

政府は、レジの導入には二十万円の補助やシステム変更についても助成すると言われておりますが、問題は、日々の実務負担があえて煩雑化するということです。私について言えば、業務用のお

米の配達の伝票四枚複写を毎回発行し、それを長期間保存し、整理して、その実務だけでも大変になります。

この改正案はぜひ取り下げいただきたい、廃案にしていただくようにお願いしたいと思います。この点について、なぜなのかという理由を三點

ます。

まず第一です。

山梨県の笛吹市の電気工事業、この人は個人でやつております。免税業者であります。したがって、税金八%をいただいていないという方です。創業四十年、お客様さんは個人宅や工場、工務店で造っている店も含まれています。インボイス制度

が導入されると、その得意先からは適格請求書が多分求められる、本人はそう言つてみえます。売上高の三、四〇%をそこで占めています。得意先を失うことはできないので、免税業者でありながら、課税業者の選択を本人は考えている。そうすると、今まで消費税をもらつていなかつた個人宅や工務店にも消費税を今になつて求めるということになります。当然価格は高くなりますので、影響は出るだろう。果たして消費税納税ができるのかと考えると、それも厳しい。どつちを選んでも苦しい状況に追い込まれる、困つたなど本人は言つてみえます。

次に、岐阜の方の例です。

岐阜で三十五年間にわたつて、夫婦一人でお持ち帰りのすし店を営んでみえる方です。この業者は、お客様のほとんどは個人なんです。しかし、近くの観光ホテルやスポーツ団体からまとまつた注文があります。そういうた個人以外の売り上げが約一五%ですが、みずから進んで課税業者にならない限り、この一五%のお客さんは消えてなくなるということになります。営業が成り立たない、困つたと言つてみえます。

このように、免税業者は個人だけを相手に商売をしているわけではありません。法人や課税業者のお客さんとの取引も一〇%とか三割とかあります。それが営業の存続のためになくてはならない売り上げの一部なんです。課税業者になるのかBツーセでいくか、選択は免税業者にとって大変悩ましいものになり、結局どちらを選んでも、将来的には潰れるんじゃないかという思いがしていります。これは岐阜の方の御意見です。

第三の理由は、軽減税率の導入の狙いは低所得者への配慮ということですが、その効果は薄いばかりでなく、対象品目の線引きを初め、経済、社会に混乱を拡大するといふ点です。

食料品といつても、食材そのものだけでなく、包装費や運送費など、さまざまなコストがかかります。全体の税率が一〇%に上がれば、商品の価格は現行のまま据え置くことはできません。

が導入されると、その得意先からは適格請求書が多分求められる、本人はそう言つてみえます。売上高の三、四〇%をそこで占めています。得意先を失うことはできないので、免税業者でありながら、課税業者の選択を本人は考えている。そうすると、今まで消費税をもらつていなかつた個人宅や工務店にも消費税を今になつて求めるということになります。当然価格は高くなりますので、影響は出るだろう。果たして消費税納税ができるのかと考えると、それも厳しい。どつちを選んでも苦しい状況に追い込まれる、困つたなど本人は言つてみえます。

うどん屋、そば屋、ラーメン屋という外食の業者では、食材を八%の税率で仕入れて、お客様からは一〇%をいただくという形になりますけれども、結局、この場合、差し引きの消費税納税額はふえることになります。価格は競争関係の中で売れるかどうかで決まりますから、計算上、消費税は受け取つていても、納税できない、滞納によるといふ苦境に陥ります。結局、こういう業者では、食材を上げることが非常に難しい。外食産業では、十円、二十円上げるのに死ぬ思いをして上げざるを得ない、そういうのが現状です。

私は、かつて、カナダやヨーロッパの付加価値税の調査に全商連を代表して行ってまいりました。カナダでもEU各国でも、この軽減税率は、範囲の設定をどうするのかということで、限りない混亂が続いております。適用範囲を合理的に設定することは困難だと言われております。

新聞には軽減税率が適用されるということですが、国民の知る権利に奉仕するものは新聞だけではありません。書籍、雑誌はなぜ対象にならないのか。イギリスでは全部これは対象になつております。こういう疑問です。

また、軽減があるからと、際限のない税率引き上げに道を開くのではないのかとの不安も高まっています。

このように、軽減税率は社会や経済に大変な混乱をもたらすものである。ぜひとも御理解をいただきたいと思います。

最後に申し上げたいことは、二〇一七年の消費税一〇%への増税はぜひとも中止をしていただきたいという点です。

総務省が発表した平成二十六年経済センサスにて建設業の下請、こういった庶民の生活にかかわった営業所では、粗利益がおおむね卸では一割、小売では二割といふのが長い日本の歴史と伝統です。小売が三割も四割も利益があるなんといふのは聞いたことがありません。卸も二割、三割

二十五万者へ、九万者減少しております。二〇一四年四月の消費税増税による消費の落ち込みから今まで、依然これは抜け出せない状況であります。こういう中で一〇%へのさらなる増税とインボイス導入が行われれば、困難にあえぐ中小企業、小規模事業者はひとたまりもありません。

大阪のビニール加工の業者、この人は売り上げが数億円あります。当然、課税業者です。商品の代金の請求時には消費税八%を漏れなく請求し、いただいております。本体価格は、結局、顧客の要望を受けざるを得ない。なぜなら、見積もり段階でお客さんの希望に応えなければ、黙つて注文はよそへ行きます。加えて、資材の高騰、仕入れ価格が下がらない、適切な利益確保が極めて困難な状況にある。結果、転嫁ができていた消費税は利益の中に埋没をして、納税資金が足らなくなつた。後になって、消費税一〇%になった、このお金を受けないかぬということになる。

消費税の問題というのは、八%、一〇%と転嫁できる人もある人も、問題は、取引の段階で価格はお客様さんが決めるということです。現実の相対取引はお客様さんが価格を決めてくる。そうすると、それに応じるために、仕事を確保するために価格を引き下げて受注をする、仕事をとるということになります。

当然、大阪のビニール加工業者は、転嫁して八%を請求して、いただいておるそうです。しかし、本体の価格を引ききて受注すれば、それは結局苦しいことになります。

そもそも、日本の卸、小売、流通、飲食、そして建設業の下請、こういった庶民の生活にかかわった営業所では、粗利益がおおむね卸では一割も反するものになるのではないかでしょうか。所得税法等の一部改正に関する法案を廃案にし、消費税増税を中止し、真的景気回復を講じらることをお願いしたいといふふうに思います。

事業所の大割、五百万者を占める免税業者を取引から排除するようなインボイス制度は多くの免税業者を市場から退場させることを強いるものになります。地域経済への打撃ははかり知れません。政府が掲げる一億総活躍社会のスローガンにも反するものになるのではないかでしょうか。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

○宮下委員長 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○宮下委員長 これより参考人にに対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤井比早之君。

したがつて、日本の習慣として、小売は二割

前後、卸は一割前後、こういう中で、今八%で、

本日は、竹森参考人、森信参考人、太田参考人、三名の参考人の皆様に、お忙しい中、意見陳述をしていただきまして、ありがとうございます。

これより、消費税法等の一部を改正する法律案につきまして、参考人にに対する質疑を行わせていただきます。

まず、安倍政権三年間の経済政策への評価についてお伺いさせていただきたいと思います。

平成二十四年、二〇一二年十二月の第二次安倍内閣発足後、この三年間で名目GDPは二十七兆円増加し、企業の経常利益は過去最高水準となつております。

平成二十七年、二〇一五年十一月現在で、就業者数は百十万人以上増加し、失業者数は五十三万人減少し、有効求人倍率は一・二五と二十三年ぶりの高水準となつております。不本意非正規雇用者数は二十一万人減少し、二〇一五年の賃上げ率は十七年ぶりの高水準となつております。

経済再生なくして財政再建なし。税収増で財政健全化も着実に進んでおります。基礎的財政收支、プライマリーバランスの対GDP比は、二〇一五年度のプライマリーバランス赤字対GDP比半減目標のマイナス三・三%を達成し、二〇一六年度はマイナス二・九%へと縮小する見込みとなつております。特に、国と地方を合わせての税収は二十一兆円の増収になつております。消費税率引き上げ分を除いても十三兆円の増収ということがあります。

こうした安倍政権三年間の経済政策への評価につきまして、竹森参考人にお伺いさせていただきたいと思います。

○竹森参考人 どうもありがとうございます。

私は、安倍政権が発足する前から、金融緩和を中心として経済を刺激するということを提案しておりましたので、私の考えたとおりのことが実行され成績を上げているということは、大変うれしく考えております。

ただ、先ほども申しましたように、これから本

はつきりするんですが、そういうことが見えない

というのが今のが問題だと考えております。

○藤井委員 ありがとうございます。

先ほど、設備投資が本当に鍵であるというふうにおっしゃいました。まさに、成長なくして分配なしといいますか、このたび、GDP六百兆円規模の経済を実現するために、設備投資の拡大、賃金の引き上げ、そして雇用の安定、労働参加に、徐々に設備投資も盛り上がるだろうし、輸出もふえるだらうというふうに期待しております。

○藤井委員 ありがとうございます。

まさに、ことしに入つてちょっとずつ大きさみどいうところがございまして、中国経済の減退や資源エネルギー輸出国新興国の危機だけではなくて、先ほど竹森参考人は、米国政治の混迷が世界経済の不確実性の要因となり得るというお話をございました。

金融政策として、日本経済としてこれから必要なことと、このたび税制を提案させていただいておるところなんですねけれども、そういういたずらの取り組みについて、ここは必要だというものを竹森参考人にお伺いさせていただきたいと思います。

○竹森参考人 税制について申し上げますと、先ほど申しましたように、外形標準プラス法人税の所得分への引き下げ、私は、これは、目標は非常によくわかるけれども、実際に、そのとおりの例、つまり、利益を上げる企業が投資をふやし、一方、不採算の企業が撤退するというような具体的な例が出てくる必要がある。そのためには、ミクロ面で、例えば企業買収についての自由化とか、そういうものが進められる必要があるだらうと思います。

○竹森参考人 いうのは、考えられません。

結局は、中国が景気については元凶で、中国は世界の鉄の半分をつくっているんですが、そんなにもやつていられないんだろうということで、需要が少し下がったことで新興国が苦しんでいる。また、新興国の中堅企業が苦しいで、結局、中國ですね。ただ、中国は、景気が物すごく落ちる

出も大打撃を受けました。ああいうような危機と

ございました。

現下の世界の経済金融情勢と日本経済への影響につきまして、その点、もう少し詳しく、外部要因につきまして、具体的に竹森参考人にお伺いさせたいと思います。

○竹森参考人 結局は、投資の問題だと思います。つまり、二〇〇九年に、リーマン・ショックが起きました後に、貸し出しが世界的に大幅に下がりました、それで需要が下がって、日本の輸出も大打撃を受けました。ああいうような危機と

いうのは、考えられません。

先ほど申しましたように、シャープと鴻海の例はいわば試金石で、まさに赤字企業が退出し黒字企業に取つてかわられるということで、これが成功するようであれば、こういうふうにシナリオが描けるんだというので、後に続く企業が出てくる

ということが期待されると考えております。

○藤井委員 ありがとうございます。

本法案には、国際競争力強化、投資の拡大、海外移転の防止などの観点から、法人実効税率の引き下げが盛り込まれておるところでござります。

法人実効税率は、平成二十五年度の三七%から、平成二十六年度は三四・六二%、平成二十七

して、平成二十八年度は三〇%を切ります二九・九七%、平成二十九年度は二九・七四%へと引き下がることになります。これによりまして、

欧州各国と遜色のない、フランスは下回つて、ドイツと変わらないという法人実効税率を実現することができます。

○藤井委員 もちろん、引き下げといふこと

は、いわば国際競争が法人税について起つて

いるということを考えて、必要だとは思います。

ただ、他方で、今、租税協定をいろいろ結んだり、あるいは国際的な税のハーモナイズを考えているというのも重要であります。

○竹森参考人 もちろん、引き下げといふことは、いわば国際競争が法人税について起つて

いるということを考えて、必要だとは思います。

○森信参考人 お答え申し上げます。

私の考えは、法人税率の引き下げというのは、

日本が好んで下げる話ではなくて、国際環境の中で引き下げざるを得ない、したがつて引き下げてきたというのが正しいのではないかと思つております。

○森信参考人 お答え申し上げます。

日本が好んで下げる話ではなくて、国際環境の中で引き下げざるを得ない、したがつて引き下げてきたというのが正しいのではないかと思つております。

○森信参考人 お答え申し上げます。

日本が好んで下げる話ではなくて、国際環境の中で引き下げざるを得ない、したがつて引き下げてきた

といったことが正正しいのではないかと思つております。

といいますのは、結局、法人税というのは、国際競争の中でも日本以外の国がどういうふうな税率を張つてくるのか、これが一つ、我が国の立地の

競争力という観点からは大きな影響を持つと思ひます。そういう意味で、引き下げ 자체について

は、私は、やむを得ない選択としてこうせざるを得なかつたというふうに前向きに評価をしておりま

す。

ただ、その中身にやや問題があると思います。

一つは、先ほどから御議論がありましたが、外

形標準課税につきまして、ここまで税率を下げ

きた財源として外形部分の拡大というのがあつた

わけですが、これは実質は付加価値への課税、つまり、付加価値の大部分は賃金ですから、結局、賃金へ課税することになるわけですね。

それで、実は、これは国税ではありませんので、そういうことが余り問題になつてないのかかもしれません。基本的に、賃金への課税というのが、結局、企業にとつては、雇用をたくさんふやす、あるいは非正規から正規雇用にするといったことへのデイスインセンティブになる可能性が高いんですね。

したがつて、外形標準課税、外形部分を拡大して法人税率を下げるということ自体は、私は、必ずしもまだデフレから脱却できていない中では、本当に正しい選択かどうかといふのは、若干これから見守つていく必要があると思いますし、今後、この外形部分をさらに拡充していくことにつきましては、これは都道府県税ですが、日本の税制が世界のほかの国の法人税制と違つたものになつてくる。つまり、ほかの諸外国の税制は所得に対する税負担、しかし、日本の場合には、中身を見てみると外形部分の負担が相当あるじやないかということで、日本の税制がちょっと違つた方向に行くのではないかというふうに思うわけです。

○藤井委員 ありがとうございます。

国際環境を重視しなければいけない、また、いずれにいたしましても、設備投資と賃上げや雇用を重視した政策展開が必要だということなんだと思います。

特にGDPにつきましては、公債残高の対GDP比を見る必要があるというふうに思いますけれども、何よりもそつとしたGDP比で考えていく、その考え方の大切さにつきまして、竹森参考人にお伺いさせていただきたいと思います。

○竹森参考人 今ビジネスの国際競争の話が出たのでお話ししますと、今、二つの企業が競争していく、ある企業が一千億円出した、では、うちも一千億円出さなきゃいけないということがあつた

として、一方の企業はもう一つの企業の倍の内部留保があつたというときに、内部留保の小さい方にとっては一千億円というのは痛いわけですね。

そういう例えを何で申し上げたかというと、日本GDPというのは公的債務の二分の一しかない、つまり公的債務は二倍ある。そういうときには、公的債務を下げるのはいいけれども、大事なのはGDPが減らないようにするということであつて、同じだけ公的債務とGDPが下がると痛いわけですよ。

これは、例えば、アメリカやイギリスと別であります。アメリカやイギリスではGDPの方が公的債務よりも大きいわけです。そのときは、一生懸命財政再建をやつて同じだけ下がつても、向こうはいいけれどもこちらはだめだということがあります。

両方を視野に入れるということであれば、GDP分の公的債務という数字に注目するべきだとうふうに私は考えています。

○藤井委員 ありがとうございます。

この法案には、まさに消費税の軽減税率導入でございますけれども、国民の皆様が毎日購入されております飲食料品の消費税の軽減税率、これが盛り込まれております。

飲食料品に係る消費税の軽減税率につきましては、飲食料品は国民の皆様が日々消費していただいているものであり、買い物の都度、痛税感を緩和していただけるということになるかと考えま

す。日々の生活の中で痛税感の緩和を実感していることは、消費者の皆様の消費行動にもプラスの影響が、まさに増税によるGDPの減少を抑えるのに意義があると考えるところでござります。

また、酒類、外食を除く飲食料品の消費支出に占める割合は、家計調査をもとに一定の前提のもと、特に太田参考人から、インボイスの非常に懸

と機械的に試算した場合、年収千五百万円以上の世帯では一五%程度、年収二百万円未満の世帯では三〇%程度と約二倍になつております。酒類、外食を除く飲食料品への軽減税率制度の導入は、消費税負担の軽減の効果が所得の低い皆様の方により大きく及ぶことから、消費税の逆進性の緩和につながるものと理解しております。

本法案における酒類、外食を除く飲食料品への軽減税率制度の導入は、消費税の逆進性を緩和しながら痛税感の緩和につながるものと考えます。が、本法案における消費税の軽減税率制度導入への評価につきまして、竹森参考人にお伺いさせていただきたいと思います。

○竹森参考人 どうもありがとうございます。

先ほどの発言では景気効果を話さなかつたので、それをつけ加えますと、今、景気が悪いといふふうに私は考えています。

○竹森参考人 ありがとうございます。

この法案には、まさに消費税の軽減税率導入でございますけれども、低所得者の方が食品の消費が全体の所得に占める割合が多いし、二番目に、低所得者の方が支出性向が高いんですね。

ところが、消費税というのは、低所得者の方が得が減ると同時に支出全額が下がつて、それは景

気に対する悪影響が出てくることは間違いないと

いうふうに思います。

ほかの点は先ほどの発言にある程度ありましたので、とりあえずその点を発言させていただきま

す。

○藤井委員 ありがとうございます。

低所得者にとつたら、ここを高くしてしまつと、本当に飲食料品の割合が高いので、支出全体が減つてしまつといふことで、軽減税率の必要性というのを教えていただきましてありがとうございます。

つまり、消費税は、買い物から売り手に八十を払いますが、それは国に納税されますが、買い物手

念といいますか、現場での懸念、そういうふうに理解しております。一方を伺つたというふうに理解しております。一方で、森信参考人からインボイスのメリットというのを触れていただきたいんですけども、その点をもう少し具体的に、特に価格の転嫁の関係でのメリットを森信参考人から、また、インボイス制度そのものの導入につきまして竹森参考人から御意見をお伺いさせていただきたいと思います。

○森信参考人 お答え申し上げます。

私が配付いたしました資料の五ページを見ています。ただいたいんですけども、五ページは、基本的に、消費税の仕組みとインボイスの機能を図示したものでございます。これは事業者間の取引の例でございます。

売り手が、ここは卸売と書いてあります。買

い手に物を売る、買い手が売り手から物を買う。例えば、税抜き価格千円の物を買うといったときには八十円の消費税がかかるわけでございますが、この千円の物を買う場合には、まず本体価格千円の請求が行きますけれども、それ、観念的には、別途に消費税、支払い消費税額ということで八十のものが別記されるわけです。これは、もちろん一枚の請求書の中に書かれるときもありますし、この取引に係る消費税額といふことで、八十の消費税を書いたものが買い手から売り手に渡る。

売り手は、それを見て、そのインボイス、この①で渡つたインボイスを売り手は買い手から受け取つて、インボイスとともにこの八十を受け取つて、それを国に納税するわけですね。これは納税するわけです。

国から見れば、その納税を見ながら、今度は、買い手が次の段階に取引をいたしますときの取引全体に係る仕入れ税額控除といつたときに、その部分だけを控除するということになるわけです。これが③なわけです。

つまり、消費税は、買い物から売り手に八十を払いますが、それは国に納税されますが、買い物手

うけれども国から控除される。こういう仕組みをつくることによって消費税というものが初めて間接税になるわけなんですね。

消費税というものは事業者が負担する税ではございません。最終消費者が負担をする、そういう税なわけで、事業者は要するにくるくる消費税を次の段階に転嫁させていく、そういう機能の税なわけですね。

したがって、インボイスがあることによって支払い消費税額がはつきりして、それが次の段階では自分のところに必ず仕入れ税額控除として返ってくるということですから、ここで支払い消費税額を安くしとか値切つてしまえとかいうことが基本的には起きにくいわけなんですね。

つまり、日本の今の消費税のシステムだと、課税売り上げ掛ける百八分の八、課税仕入れ額掛け百八分の八をして、割り算をして、後、引き算をするわけですね。今申しました売り上げ掛ける百八分の八引く仕入れ掛ける百八分の八というのは、括弧でくくりますと、売り上げから仕入れを引いたものに百八分の八を掛けている、こうやって今日日本の事業者の方は消費税額を計算しているわけです。

これは、言つてみれば直接税なんですね。税率が百八分の八という直接税というふうに頭の中ではでき上がつてしまうんです。

したがつて、例えば、よく、リフォーム会社が、いろいろリフォームを頼んだときに、最後に、消費税八%分が書いてあつたら、これぐらいはちょっととまけてほしいよねというふうなことが起きやすいんですね。しかし、このインボイスがあれば、それは全く間接税として機能する。ぐるぐる回るものですから、その八%の分だけ請求しないでくれといふふうなことは、まず事業者間では起きないと言われております。

したがつて、私も、フランスもドイツも課税当局の人と話をしましたが、事業者間で転嫁の問題があるということは一切、まあ一切とは言つていませんが、基本的にはないといふうに彼らは

言つておりました。

ちょっとと長くなりましたが、以上です。

○竹森参考人 先ほど議論を聞いておりまして、森信さんは軽減税率は反対だけれどもインボイス賛成ということで、太田さんはインボイスそのものが反対ということですね。

私は、消費税というものに国の歳入を期待した以上、ちゃんと入ったものが計算されて、これだけ間違いなく納めましたという仕組みができることは当然だろうと思つています。したがつて、私は、今の点については森信さんに全く賛成であります。

ただ、何でインボイスの問題が出てきたかといふと、そもそも軽減税率ということが問題になつたので、このままではやれないだらうということは、日本国民の多くも、えつ、今までこんなないかげんなことをしていたのというのが率直な意識だと思います。

それが正常化されるというのは非常に望ましいことですが、しかし、今までこういうふうなやり方をしていて、それが変わることであれば、残念ながら、対応する側もいろいろと問題があるということは先ほど聞いていてわかりました。したがつて、ある程度の時間は必要だらう、時間が猶予が必要だというふうに考えています。

○藤井委員 ありがとうございます。

インボイス制度をいろいろと具体的に御説明いただきました、ありがとうございました。

ただ、最初の意見陳述にありましたように、太田参考人がおつしやつたように、本当に現場で物議論は非常に混乱しておりまして、この間も日経に、エール大学の博士号を取つてゐる方が、軽減税率は高所得者の方が控除額が多いから逆進的だという議論をされていたんですね。

す。

時間が参りましたので先ほどはあれですが、この

す。時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

○齊藤(鉄)委員 公明党の齊藤鉄夫でござります。

きょうは、三人の参考人の方には、お越しをいたしました。御意見を頂戴いたしました。本当にありがとうございます。

早速ですが、質問をさせていただきます。まず初めに、竹森参考人と森信参考人にお伺いをいたします。

先ほどの藤井委員の議論でも話題になりましたけれども、消費税の軽減税率が逆進性対策になつてゐるのかどうかという点をもう一度確認させていただきたいたいと思います。

竹森参考人のお話で、最後のページにそのことが書いてあつたんですが、お話を伺つておりましたら、最後、時間がなくなつたせいか、ここについては余り説明がありませんでした。この点についてお伺いしたいといふ点。そして、森信参考人からは、お金持ちにより恩恵が大きいという言葉もございました。つまり、逆進性対策になつてゐないというふうなことが思いますが、このことについて、二人の参考人の御意見を伺いたいと思います。

○竹森参考人 では、私からお答えさせていただきます。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

時間がなかつたので先ほどはあれですが、この

す。

ります。

正しい考え方は、高所得者は食品に所得の一割を使う、低所得者は九割を使うとすると、低所得者の場合は軽減税率の八%に近いものが実効税率であつて、高所得者の場合は基本税率の一〇%に近いものが実効税率になりますから、これは累進的ということになります。

○森信参考人 お答え申し上げます。

私の資料の四ページを開いていただきたいのですが、これは世帯年収ごとの消費税の負担割合、消費税が年間収入に占める割合をグラフにプロットしたものです。

これが、先ほどちよつと申し上げたんですが、右肩下がりになつていて、税のいろいろなグラフを見ますと、基本的には高所得の層ほど負担が重くなる。これが一般的な姿で、これをブログレッシング、累進性と呼ぶならば、この姿は逆になつてゐるので、逆進性じゃないかということです。

それで、私が申し上げたのは、軽減税率を入れますと、この緑のラインが青のラインになるわけですが、それにも、トータルでぱつと見たところには、この青のラインは、いま逆進性という性格においては変わつていいのではないかと。確かに、緑から青への下がり方が、低所得者層の方が少し大きい、空間が少しあいておりますが、それにも、トータルでぱつと見たところには、逆進性というのは何ら解消されていない。

それが、もし代替措置ということでは何かの政策が許されるならば、この赤いラインでつくつておられます給付つき税額控除を入れれば、例えば一百万から四百万の間は右肩上がりになつてゐる。これは、逆進性ではなくて累進的になつてゐる、そういう姿が描けるということで、私は、軽減税率には逆進性対策としての効果はないといふうに

ちょっとと申し上げました。

以上です。

○齊藤(鉄)委員 この四ページの図ですが、実は私もこの委員会でこういうグラフを使って説明を

させていただいたんですが、つまり、この水色の線から軽減税率を入れた青の線に負担率が下がる、その下がり方、幅が問題であると。

明らかにこの幅は低所得者層ほど大きくなっているわけです。右に行くほど小さくなっています。右端と左端で、実は五倍の差がございます。

そういうことは、明らかにこれは逆進性対策になつていて、しかもそれは連続的になつていて、一部の人だけではなくて、連続的な逆進性対策になつていて、このように私としては申し上げさせていただいたところでございます。その点についてはいかがでしょうか。

○森信参考人 お答えいたします。

私としては、この右肩下がりが逆進性だというふうに認識しておりますので、右肩下がりが直つていらないというところで、逆進性対策としては、必ずしも十分じゃないというか効果がないのではないかというふうな意見であります。

○齊藤(鉄)委員 ありがとうございます。

それから、森信参考人にもう一問。最初のコメントの中で、一〇%段階では軽減税率に反対であるということで、一〇%段階ではという言葉が入つておりました。ということは、将来、少子高齢化が進んで社会保障がもつとお金がかかるようになる、税率も今までではないかもしない、そういう場合には軽減税率も対象にないでよい。

○森信参考人 お答え申し上げます。

結論的にはおっしゃるとおりです。私は、一〇%引き上げ時、既に使途が社会保障に張りついている中で、後出ししゃんけんと言うと怒られますが、そういった感じで軽減税率を入れていくといふのは、あるいは、さらにその財源も確保されていなくてそのまま軽減税率だけを決めていくと、いうのはおかしいのではないかと思います。

といいますのは、将来的に、我が国の財政事情とか社会保障の状況を考えますと、どうしてもさらなる一〇%を超えた引き上げというのは私は不

可避ではないかというふうに思います。

そういう中では、諸外国の例を見ましても、むろ軽減税率で必要最小限のところはピンドめして、寸どめというんでしようか、そのかわり標準税率を上げていくというふうな政策をとつていかざるを得ない。

生活必需品も含めて標準税率一本で一〇以上に上げるということは、なかなか日本国民も受け入れないのではないかと私は考えておりますので、一〇を超えて上げるときは、私は、軽減税率といふものが税率の引き上げに対して緩和措置になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○齊藤(鉄)委員 ありがとうございます。

竹森参考人にお伺いいたします。

余暇への課税が可能ならば、そのときは一律の税率がベストだと。余暇、つまり何もしないことへ課税することが可能だつたら一律の課税がベストだ、ラムゼー理論の重要なポイントはそこなんだ、このように最初に御説明いただいたんです。が、ちょっとよく理解できませんでしたので、我々にわかりやすく説明していただけますでしょうか。

○竹森参考人 何か頭が混乱していて、大変申しわけありません。

我々は、一律の税率だと価格のゆがみというのはないというふうに考えるわけですね。ところが、今、消費税をずっと上げていって、たまたま一つの消費だけはどうやつても課税しようがない

といふのがあつたとします。そうすると、そのものと比べて、代替性の高いものはどんどん消費が不利になつていくんですね。ラムゼー

が考えたころは、理論的に考えて、余暇というものは何もしてない、ということは、何もしていなくて百円ずつ払えというわけにはいかないの

ところが、最近は、広告収入による媒体というものがでかけてからは、消費者にとって、テレビを流しているのはただだと思つて、スマホはた

だだと思ってるという、強力なものが出ているんですよ。

ですから、今回、例えば一〇%にしたときに、ではスマホは、それからインターネットはそれがコストが高くなつたと思いますかといつたら、恐らく誰もそうだと思わないというわけですね。

それと比べて、活字媒体というのは不利に立たされているというのが私のポイントでございます。ではスマホは、それからインターネットはそれがコストが高くなつたと思いますかといつたら、恐らく誰もそうだと思わないというわけですね。

それから、竹森参考人、もう一問。活字、書籍は軽減税率の対象にすべきだという御趣旨でございました。

議論の中で、新聞の場合は、今回、週二回以上発行される定期購読のものということで、比較的線引きが可能だつたわけですけれども、書籍の場合は、この言葉が適當かどうかわかりませんが、有害図書をどう排除するかということで線引きが難しい、我々政治家のレベルではそうなつたわけですが、この議論を通じては、いや、そもそも有害図書ということ 자체がおかしいんだという議論もござります。

書籍への軽減税率の適用について、その線引きについてどうお考えになるか、竹森参考人の御意見を伺いたいと思います。

○竹森参考人 先ほどの件、ちょっとわかりにくかつたかもしれないで、もう一回申しますと、例えば、新聞は百五十円のものが二割消費税がかかるようになると百八十円になる。それに対し、インターネットをあける分にはただだと。今度またさらに上がれば、新聞はどんどん高くなる、インターネットはただだといふと、どんどん

インターネットに流れしていくということです。そ

れで、結局何になるのかと、広告媒体によつて支配されるメディアだけをみんな頼るよう

になる。

私は、今回、アメリカの大統領選挙でトランプ

が何であんなに人氣があるかと、要するに、インターネットをあけるとトランプのニエー

スがでているわけですよ。彼が活躍すると、またどんどん出てくる。それでほかのニュースは入つてこないわけです、インターネットでは。それで何かどんどんどんどんトランプ人気というのが出ているんだと思いますが、国民の形が変わること思

います。

そういう観点から、有害、有害でないということを国が全部分けられるのかと、私は分けられないと思います。むしろ、広告媒体だけによつて情報が伝わるようになるというのがどうな

のかと、このように将来的にはそういう議論をぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

そういう観点から、有害、有害でないということを国が全部分けられるのかと、私は分けられないと思います。むしろ、広告媒体だけによつて情報が伝わるようになるというのがどうなのかと、このように将来的にはそういう議論をぜひ進めていただきたいというふうに考えております。

○齊藤(鉄)委員 ありがとうございます。

森信参考人にお伺いいたします。

先ほど見させていただいた四ページの図を見て、も、給付つき税額控除が、対象を絞った形で、低所得者対策としてより効率が高い、その論旨は非常によく理解できるものでございます。

他方、給付つき税額控除については、所得の把握が難しい、資産の把握もまた難しい。また、申請請主義になります。実際にその方々の申請を受け付けて給付をするという、行政上の業務も多大なものになつて、今の人員では対応できない、こう

言われております。現実、簡素な給付も、申請率は決して一〇〇%というわけではありません。

ということを考えますと、給付つき税額控除は、確かにメリットもある、それは認めますが、現実、行うのは難しいのではないか、実行するの

は難しいのではないか、このようにも考えており

ます。このことについての御意見を伺いたいと思

います。

○森信参考人 お答え申し上げます。

確かに、今、齊藤先生おっしゃいましたよう

に、給付つき税額控除の一つの問題点といつて

しようか、それはやはり、所得、資産の把握が完璧ではないじゃないかというふうにおっしゃる、

その点にあることは私も認めざるを得ないと思ひます。

なる、そういう意味でござります。

よろしくお願ひします。

○齊藤(鉄)委員 ありがとうございました。

終わります。

○古川(元)委員 次に、古川元久君。

○古川(元)委員 民主党の古川元久でございま

す。

きょうは、参考人の皆様方には、お忙しいところ、大変貴重な御意見を拝聴させていただき、どうもありがとうございました。

私は、消費税の軽減税率問題について御質問をさせていただきたいというふうに思つております。

まず、森信参考人にいろいろお話を伺いたいと思つています。

私どもも、消費税の逆進性対策は給付つき税額控除で行つていいべきだというふうに考えておりましたが、この給付つき税額控除というのは、私どもの政権でまさにこれを考えたときには、これは単に消費税の逆進性対策ではなくて、新しい社会保険制度の大きな目玉の一つだと、総合合算制度も同じなんですね。

特に、日本の社会保障制度というのは、課税最低限以下で、そして生活保護まで陥つてない、そういう非常に低所得の人たちについては、これまで、課税最低限以下の人たちは申告義務もないものですから、所得状況が把握をされていないという状況で、そういう意味では、非課税の人たちの扱いというのは、例えば年収が百万の人であろうと二百万では倍違うわけですから、やはり同じ課税最低限以下でも相当違いがあるわけであつて、そうね。とにかく何か免除になれば一斉免除とか、一律給付なら一律給付と。

そういうものをもう少し、所得が年収百万と二百万では倍違うわけですから、やはり同じ課税最低限以下でも相違ないが、そういう低所得の人たちの所得状況に応じてきめ細かく対応をしていくべきではないか。

社会保険制度を、どんどんどんどんと高齢化が

進む、そういう中で膨れ上がりしていく、一方で借金がどんどんどんどん積み重なっていくという状況でありますから、やはり、これを将来に向けて安定したものにしていく、持続可能なものにしていくためには、従来の社会保険の仕組みというものを根本から見直していかなければいけない。

高齢者に偏つていたそしした社会保険を、社会保険といえど年金、医療、介護という三分野であつたのを、我々のこの社会保険・税一体改革の中です育てというのを位置づけて、かつ、とにかく年齢さえいついれば手厚くというんじやなくて、やはり、人によって、若くても低所得とか、いろいろハンディキャップがあつたりして大変な人たちもいる。ですから、年齢による区別じゃなくて、その人その人、個人個人の所得状況とかそういうものを丁寧に見て、社会保険制度を重点的、効率的に、真に救うべき人にきちんと手が届くような形にしていこう。

これが社会保障・税一体改革の一番の、最大の目的であつて、そういう社会保障制度を将来に向けて持続可能なものとしていくために、その財源を、借金でとにかく次の世代にツケ回すのではなくて、できるだけ今を生きている我々の世代で分かち合つてしまふということで、消費税の御負担もお願いするという形だつたというふうに私たちは考えております。

そういう中でいいますと、この給付つき税額控除というのは、今回、私どもも消費税での逆進性対策ということで考えてはいますけれども、将来的には、従来の所得税の所得控除を税額控除のように形に変えていくことは所得再分配機能を強化することにもつながつてきますし、また、先ほどカナダのGSTの話がありまして、勤労インセンティブの話もありました。消費税の逆進性対策以外に、ほかの面でもこの給付つき税額控除という仕組みを所得税の世界に入れていくということを将来的にも考えられる。

そういう意味では、この給付つき税額控除という仕組みは、新たなこれから時代の社会保障

の仕組みとして大変重要なものになつてくるといふように認識しておりますが、森信参考人の認識はどうでしょうか。

○森信参考人 お答え申し上げます。

基本的に、今の古川先生のお話と基本的な認識は私も同じくしております。

そもそも、給付つき税額控除というのは、何も消費税の逆進性対策のためにある制度ではありません。もともと、これは歴史をたどりますと、ニクソン、フォード政権のときに負の所得税から発展してきたものだということなんですが、それよりもむしろ歐州でいろいろな展開を見せております。

二つほど御紹介したいと思いますが、一つは、何といっても一番有名なのはブレアの改革であります。これはいわゆる第三の道というふうに言われて、ブレアがサッチャー、メジャーフラムから続く保守党から政権を奪い返したときの最も国民に訴える政策が勤労税額控除。働けば低所得の間は給付がもらえる。インセンティブが働くのでみんなが働いて、有名な言葉は、社会保険の生活保護というセーフティネットからトランポリンへ、それから、ウエルフエアからワークエアへというふうにも言つております。

つまり、自分で勤労インセンティブを高めることによって将来の老後不安を解消していこうといふ、そういうある意味では非常にきつい政策だつたと思います。

しかし、その結果、英国の社会保険のセーフティネットである生活保護の受給は減りましたが、その結果、従来の所得控除を税額控除のよ

うな形に変えていくことは所得再分配機能を強化することにもつながつてきますし、また、先ほどのGSTの話がありまして、勤労インセンティブの話もありました。消費税の逆進性対策以外に、ほかの面でもこの給付つき税額控除という仕組みを所得税の世界に入れていくこと

を将来的にも考えられる。

その上で、この給付つき税額控除といふ、

ントされると働く場所を奪つてしまつて、そういうことで、旦那が〇・九だったら自分は〇・六とか、合わせて一・五ぐらいの形で労働市場に参加していくような政策を考えたわけなんです。

そのときに、しかし、専業主婦世帯の方が労働市場に出ていても、すぐ税金がかかる。あるいは、オランダの場合には非常に高い社会保険料負担がかかります。三〇%ぐらいで課税最低限なしにかかるべく、それが手取りが減つてしまつて、働いても損だと。それを防ぐために、オランダではいわゆるボバティートラップ、働いたけれども、かえつて手取りが減つてしまつて、そういうようなことがないために、この勤労税額控除、オランダでワーキングタックスクレジットと言います

が、そういうものを導入しているわけですね。つまり、私は、これから社会保険でやはり一番欠けておるのは、そういう非正規雇用といいまして、最低賃金で、働いても二百五十万、三百万以下で、結婚ができない、そうすれば子供もできない、そういう状況への最も有効な日本以外の国々の施策がいわゆる給付つき税額控除、ワーキングタックスクレジットであつたり、チャイルドタックスクレジットであつたりしますが、そういうたるものだと思います。

したがつて、この給付つき税額控除といふのは、何も軽減税率の代替だけのものではなくて、そういう新たな新しい社会保険の地平線を、水平線ですか、開くものだといふように思つております。以上です。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

だからこそ、我々もマイナンバーを導入したのは、まさにそういう新しい社会保険制度をつくり上げいくためには、今まで把握されていなかつた課税最低限以下の低所得の人たちの所得を把握する。

この中でも議論があつて、所得が把握できない

されませんが、さつきから森信さんもおっしゃっているように、市町村とかなんかはそういう低所得の人たちの、別に課税は関係なくとも所得情報を把握できることになるわけですから、そういう意味ではかなりきめ細かいことができるようになつて、この給付つき税額控除を初め、また総合算制度も含め、いろいろこれから時代の新しい社会保障制度が設計していくんじやないかと思うんですね。

そういう意味でも、まずは消費税の逆進性対策としては、我々も、森信さんと同じように、給付つき税額控除を導入してやつていくべきだと。ただ、そこに至るまでには、これはマイナンバーの定着とかそういうのも見なきやいけないですから、それこそ今の児童手当のように、給付という形で、当面は簡素な給付措置を拡充するような形でやつていくというのが我々の考え方であります。

その上で、先ほど齊藤委員との質疑の中で、さきよう森信参考人から最初のお話であったのは、とにかく軽減税率の仕組み自体が、やはり仕組みが根本的に問題がある。それこそ、OECDで、もうこれは非効率だということ指摘をされているというお話をありましたし、私も森信参考人も役所でいろいろ消費税の導入を検討したときに、ヨーロッパは入れていますけれども、みんな後悔しているんですね、やらなきやよかつたと。しかし、やつてしまふと、なかなかこれはやめられないからということでするずるになつていて。ですから、そういう意味では、先ほどちょっと森信参考人は、一〇%以上になつたときにはどういふことを言わましたが、最初のお話の中で御指摘をされたさまざま問題点、特に、要はどこで区別をするかということですね。口でこれはど言つて区別するのは簡単なんですか、実際現場になると、この委員会の質疑の中でも、やはり現場ではどうしてもそことの境界というのがはつきりしてこないし、混乱する。

結局、一度そういうものを入れると、まさにか

つての個別物品税の時代、この中には個別物品税の時代を知らない方もふえてきているので、その時代を知らない方もふえてきているので、その時代を知らない方が、大変さというのがわからない人が多いんだと思うんですが、個別物品税のときには、結局政治的な力があるところが非課税になつて、そういうふうな気持ちでお答えしました。軽減税率で、かつまた、あのときは、何がぜいたく品かといふ、要するにぜいたく品の定義づけ、それが非常に難しいということ。

消費税の導入に至つた一つの大きな理由は、個別間接税、物品税で、政府がこれはぜいたく品だ、これはぜいたく品じゃないというのは、価値観の多様化した時代にやはり無理があると。そういった意味では、付加価値に着目して、消費者から見れば価格に応じて、高いものを買ったときは高い負担、安いものときは安い負担という、消費税というのはそういう意味で公平だらう。まさにさきようしたところで消費税が入つたと思うんです。

この軽減税率を導入すると、昔の個別物品税のときと同じことがまた復活する。今度は、何がぜいたく品かじゃなくて、何が生活必需品か。先ほど竹森参考人の中でも話がありましたけれども、結構、これが生活必需品だと口で言うのは簡単なことですけれども、しかし、人によって、今の価値観の多様な時代には、やはり生活必需品のいろいろバラエティーもあるわけであつて、そういう意味では、現実にこれを区別していこうとか、これだけとやろうとすると、やはりそこにいろいろなゆがみが生じてくる。

そういう意味で、私は、税率にかかわらず、やはり仕組みとしてこれは導入すべきではないんじゃないかなと。そういう議論されてしまうと、ヨーロッパの実態について、わかりやすい実例があれば、ちょっとお話しただけますでしようか。

○森信参考人 お答え申します。

○私も、一応消費税を勉強している学者として

は、これは絶対入れるべきじゃないと思いますが、長年役所おりまして、現実の世界も少し知つておるものですから、やはり一〇%を超えて引き上げる場合には、これは入る可能性があるのではないかしかし、もう既に入るわけですが、そういうふうな気持ちはお答えしました。軽減税率は基本的には入れるべきではないということは考えております。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

その上で、先ほどからも話がありましたが、森信参考人はヨーロッパのいろいろな、現場が混乱しているとか、問題になつていてる事例もよく御存じだと思うので、ぜひ少しここで具体的な例をお話いただきたいと思うんです。

この委員会、予算委員会なんかもそうなんですが、特にイートインとテークアウトの区別、区分け。今度は、とにかく買った段階でテークアウトと見え言えれば、あとは買った人がその場で食べます。

そこでやはりトラブルなんかが起きたりする。ですから、やはり同じような問題がヨーロッパでテークアウトで買った人間が食べ始めたら、そこでやはりトラブルなんかが起きたりする。

で、イートインだといつて食べている人と、その隣でテークアウトで買った人間が食べ始めたら、そこでもうそろそろ問題が発生する。つまり、必ずしも温度だからと、そこで食べようが、標準税率が課されることになつております。

しかし、何がホットフードかというのは、これをめぐつて訴訟もあります。ドミノ・ピザのデリフレードということで、テークアウトしようが、

例えば、イギリスの場合には、今、吉川先生がおっしゃったような、その場でお客さんに聞いて判断するということになりますと、皆さんどうしでも、テークアウトと言つて買って、その場で食べるということが多かつたのですから、数年前でしようか、レギュレーションを改めまして、温度で管理するということになつていてるわけですね。したがつて、マクドナルドでは、お客様が注文してから温かいものが出てきますから、ホットフードということで、テークアウトしようが、そこで食べようが、標準税率が課されることになつております。

しかしながらもう一つは、むしろ日本の例に近いのはドイツだと思います。

ドイツは、基本的にはやはりファストフード店はお客様に聞いて判断するということで、私もドイツのハーゲンダッツですか、行きまして、メニューを見ましたら、確かに、中で食べるところ、そもそもイートインもテークアウトも同じ値段にしちゃう。テークアウトの分の値段を上げちゃつて、それで値段を一緒にするというようなら、そもそもイートインもテークアウトも同じ値段にしちゃう。テークアウトの区別や混乱、ヨーロッパの実態について、わかりやすい実例があれば、ちょっとお話しただけますでしようか。

○森信参考人 お答え申上げます。

私は、特に消費税に関心を持つつ、ヨーロッパに数回旅行したことがありますので、その点について少し申し上げたいと思います。

まず、これは御承知だと思いますが、特にテークアウトとイートインについて的を絞つて話をし

テークアウトと言つて買つて、そこら辺で食べる。税務署から後で嫌みを言われるということを避けるために、とにかく、テークアウトしようがイートインしようが値段は一緒にしてあるんです。

しかし、ドイツのマクドナルドでは、必ず買うときには、お客様にここで食べますか、それとも持つていきますかと、いうことをしつこく聞きます。それはなぜ聞くかというと、税務申告上はきちっと分ける必要があるということで、テークアウトの人が何人で、イートインの人が何人かというのを分けて区分しなければ、きちんととした税務申告ができない。

このドイツの方式は、さすがドイツ人らしいなということで、すぐれているな私は思つて、ドイツの税務当局の人と話をしたんですけど、いやいや、それは違うでもないですよ。いろいろな申告を見ていると、みんなテークアウトしたような申告をしている店も相当あって、税務調査の一つとして、抜き打ちで、本当にテークアウトと一緒に税務申告の比率と合っているかどうか、これを調査するのが消費税調査だというような話がありました。

それから、今のドイツの例について申し上げたいのですが、そうすると、先ほどから痛税感といふなことを言つておりました。

そのうち同じ価格にしようということは、これはもちろん店の価格戦略ですから自由なわけですが、結局、そういうなつてしまえば、何のための軽減税率かというのがわからなくなつてしまつたところに、上げたところと、上げたところと出てきましたが、そういうふうに価格というのは事業者の自由な戦略ですから、そういうふうに考えますと、軽減税率で、二%で痛税感が緩和されるというのは本當かなという感じもいたします。

ちょっと長くなりましたが、以上でございました。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

もう時間がありませんので、事業者の対応について、まさに税務の現場とかをやられた森信参考人と、あと、まさに御商売をやっていらっしゃる太田参考人にお伺いしたいと思います。竹森参考人、済みません、ちょっと時間がなくなつて聞けないんですが。

来年の四月というと、今からあと一年しかありません。このさまざま、システム改修から、あるいは、今のお話でもあつた、現場で取り扱いをどうするか決めて、それで教育をするということまで考えて、そもそも、この一年というわずかな時間でちゃんと対応ができる、混乱が生じないでやつていけると思われるか、お二人から御意見をお伺いしたいと思います。

○森信参考人 私は、そこはきちんとやつるしかなうなことを言つておりました。

特に、テークアウトとイートインの区別については、日本のようにグルメの発達した国で、デパート下もあれば、さまざまなコンビニもあれば、こういったところでは、ある程度のトラブルが起きるのは避けられないというふうにも思います。

しかし、きちんと決められた以上は、日本の税務当局、国税当局はしっかりと全力でやるというふうにも思つております。

○太田参考人 一年でできるかと言われますと、無理だと思います。

結局、例えばインボイスにしても、それからインバーにしても、言つてみるなら官僚統制とありますか、町の八百屋さんとか喫茶店とか米屋だと酒屋だと、いう父ちゃん、母ちゃんで二人だけでやつていてるというようなところに、大企業がやつているような完璧性を求めてそれが無理だと思うんです。だから、これは大混乱になります。

それで、昨年十一十二月期のGDP、これは速報がこの前出ましたけれども、御承知のとおり、二期ぶりのマイナスということが明らかになりました。

先日、この委員会でも議論が交わされました。本田悦朗内閣官房参考人は、来年の消費税増税は絶対にすべきではない、こういう御発言をされおられます。

本日、午前中の議論でも、実は、参考人でお招きした片岡参考人は、来年四月の消費税増税は凍結すべきではないか、これだけ消費が落ち込んでいくときに、こういうお話をございました。

私は、このまま消費税を増税すると、やはり日本経済に重大な打撃をもたらすのではないか、税すべきではないか、これだけ消費が落ち込んでいくときに、こういうお話をございました。

参考人の方々、全ての皆さんにひとつ御意見をお伺いしたいと思っております。竹森参考人から順番にどうぞ。

○竹森参考人 どうもありがとうございました。

現在の経済の状況については先ほど申し上げまして、今、日本の経済というのは、どんどんどんどん対外的な依存度が強くなつております。ただ、崩れるというほどまでは、大崩れと思つたほど輸出が伸びていないということはあります。ただし、崩れるというほどまでは、大崩れではありません。だから、私は、この段階の予算で消費税をトップするというのは余り考えられないのです。ただ、景気の状況というのはいつも見なければいけないので、その点については柔軟な判断がされるということを期待しております。

○森信参考人 お答え申し上げます。

私は、消費税の税率の引き上げは必要だというふうに思つております。

それは、一つは、今、竹森先生からもお話をありましたように、日本のそもそも潜在成長力というのは一%弱だと思うんですね。したがって、

ちょっと何かあればマイナスになるというのは、それほど不況が、経済の底が抜けるというふうな感じではないと認識しております。

そういう中では、アベノミクスにやはり足りないのは、分配、社会保障政策だというふうに思います。つまり、異次元の金融緩和と適切な財政政策といいますが、この二つは、結局、時間を稼ぐだけの政策だというふうに思います。抜本的な成長戦略が打たれている状況ではありませんから、むしろ必要なのは、ワーキングプアとか非正規雇用とか、そういう人々への手厚い支援だと思うんですね。

そういう意味から考えて、消費税率を引き上げて、既に子供、子育て等々に予算の配分が決まっているわけですから、そこをしっかりとやっていくことこそ景気対策になるのではないかというふうに今思っております。

それから、莫大な借金を抱えている中で、財政がこれ以上悪くなることは、やはり不測のリスクを日本国経済にもたらすのではないかということです。

○太田参考人 今の景気動向を考え、やめるべきだというふうに思います。

理由は、とにかく、日本の中小企業、全体で八百万を超えるわけですけれども、その大体七割近くが赤字決算を出しているんですね。ところが、では日本経済全体がそんなものかというとそうじやなくて、大企業ではかなり内部留保もふえているし、利益は上がっている。問題は、大企業の利益というのが国民全体に、下請や多くの国民にいわば滴り落ちてこないという現実がやはり問題だらうというふうに思うんです。

それが証拠に、預貯金ゼロという人が三一%になつてゐるんですね。それで、格差はどんどん広がつて、二百万の収入しかないというワーキングプアがどんどんふえている。若い人にあつては、実に五割近くの人たちが非正規労働しかない、正社員になれない。ということは、若い人たちが嫁

さんをもらつて、あるいは嫁に行つて、若夫婦が二人生活するというのが大変難しい時代になつて、子育ても難しくなつていて。

したがつて、こういう状況の中で国民全体が豊かになるような政策を政治は行つて、全体の格差を縮めてやるべきだ、したがつて、来年の導入については延期をすべきだというふうに思つております。

以上です。

○宮本(岳)委員 ありがとうございます。少しこの評価が割れたわけであります。

今、ちょうど太田参考人から、大企業は随分もうけが上がりつてゐるだけれども、それが滴り落ちていないというお話をございました。竹森参考人も、業績は上がつていて、これが新たな設備投資に本当に回つていくかが鍵だと。もちろんお

話の中では、設備投資だけじゃなくて資金に回つて消費が喚起される、これが回つていかなければというお話があつたと思うんです。

私は、国会で大臣の方々と議論していく中で、そこがなかなかいつていらないんだと。これは政府もおかだどこに問題があるのか。これは竹森参考人、どうお考えになりますか。

○竹森参考人 まず、大企業がよくて中小企業がそれほどではないというのは確かだと思うんです。最初に申しましたように、今、円安のメリットを受けて、八十円が百二十円になれば五〇%収益が上がるということがあります。中小企業の場合、輸出を単体でやつてあるという企業は少ないといふことから、影響が少ないと思うんです。

問題は、その大企業の利益がどうやって中小企業に滴り落ちるかですが、これは、欧米の国を見て、なかなか滴り落ちない。問題があることは確かであります。

ただし、私は、日本の場合は、滴り落ちないの

に、まだ滴り落ちるほどの前向きな気持ちになつてないからだというふうに見ていて、したがつて、景気がよくなるような円安はまだしばらく続ります。

○宮本(岳)委員 大企業の内部留保というのは、麻生大臣も明確に答弁されてますけれども、三百五十兆になんなんとする史上最高のたまりがありりますから、私たちには、やはり現場で起つていることというのはなかなか深刻なんじゃなかといふうに思つてますね。

それで、こうして議論してみても、実際現場でどうなのかというの随分やはり認識が違うと思うんですよ。私は、この間、本当に小売の方々の声もお伺いをしてきて、この場でも御紹介を申し上げました。そして、ぜひ、参考人質疑にも業者の代表の方に来ていただきて、現場ではそんな甘い状況じゃないよということをお聞かせいただくことが大事だということを申し上げてきたわけであります。

消費税の転嫁を一つとっても、これは現場ではなかなかそんな簡単な話ぢやないと思うんですね。先ほど来る要するに、益税とかいいかげんなことになつてゐるんじゃないかという議論もされるわけですから、現場ではむしろ転嫁できないうといふ現状が広くあるというふうに私はお伺いをいたしました。

太田参考人の方から、少しそういう実情についてお話をいただければありがたいと思います。

○太田参考人 私どもが組織をしております事業者というのは、一千万以下の売り上げしかないといふところが圧倒的に多いんですね。したがつて、現実問題として、転嫁というような高尚な話ができるような状態ではないんです。突っ込み価格を幾らにしてくれるという相対取引なんです。

そうすると、例えは一定の事業規模なら価格には認識があります。従業員を例えれば十五人、二十人ほどあります。

費税八%を転嫁する、これは当たり前になります。ところが、町のうどん屋さんやラーメン屋さん、あるいは小さな御商売をやつてみえる町工場、そういうようなところでは、消費税は込みだらうと紹介しました大阪の事業者の場合は、

数億円の事業規模ですから、ここは確実に八%常におらつてます。でも、価格交渉、本体価格のときにはどうなつかといつたら、幾ら幾らと言つて提示をして、価格が高いと思つたら、もうそこからは注文が来ないし、よそへ行く。したがつて、怖くてなかなか、仕事を受注しなきゃいけぬから、価格はなるべく下げて、本体の価格を下げて、これぐらいでどうだらうという話をしていきます。

したがつて、問題は、それは利益に食い込んでおられるだけですね。では、なぜ滴り落ちないのか、どこに問題があるのか。これは竹森参考人、どうお考えになりますか。

消費税の転嫁を一つとっても、これは現場ではなかなかそんな簡単な話ぢやないと思うんですね。先ほど来る要するに、益税とかいいかげんなことになつてゐるんじゃないかという議論もされるわけですから、現場ではむしろ転嫁できないうといふ現状が広くあるというふうに私はお伺いをいたしました。

太田参考人の方から、少しそういう実情についてお話をいただければありがたいと思います。

○太田参考人 私どもが組織をしております事業者というのは、一千万以下の売り上げしかないといふところが圧倒的に多いんですね。したがつて、現実問題として、転嫁というような高尚な話ができるような状態ではないんです。突っ込み価格を幾らにしてくれるという相対取引なんです。

○宮本(岳)委員 軽減税率を入れて、そして消費税を引き上げたということをやつた場合に、要するに、インボイス方式が導入されようとしているわけであります。先ほど、森信参考人の方からも、これの効果といいますか、よい面といふお話

もありました。

ただ、御承知のとおり、インボイス方式というものはずっと長い議論があって、私もこの委員会の場で税務大学校の望月俊浩さんの論文というのを紹介したんですけれども、インボイス方式には二つ大きな問題がある、一つは事務負担の増大、もう一つは、免税事業者からの仕入れが控除されないために免税事業者が取引から排除される、これを入れた場合には、望月さんは、この問題をやむを得ないものと割り切ることになる、こういうふうにおっしゃっているわけですね。

ですから、これが入ると、免税業者が、結局、課税業者になるか、あるいはもう免税業者のままでは、やっていけなくなつてやめざるを得ないか、こういうことになるということが私たち非常に危惧されるわけでありますけれども、このことにについて、森信参考人と、それから、もちろん、現場でこのことに本当に直面されている太田参考人の御意見をお伺いしたいと思います。

○森信参考人 お答え申し上げます。
今的第一点の事務負担の増大という問題ですが、私は、先ほども申し上げたんですが、事務負担が増大するのは、複数税率にする、つまり、軽減税率を導入することが事務負担の増大を招くんだと思います。
インボイスは、その増大する事務負担を軽減するために考え出されたヨーロッパの一つの知恵だというふうに考えております。したがって、インボイスそのものが事務負担を増大させるという論理にはちょっと私は賛成しかねるというふうに思つております。現実問題、インボイスさえ集めておけば、消費税の計算は楽になるわけですから。しかし、複数税率になることに伴う事業者の手間は大変だと思います。

それから、第二点ですが、これもちょっと宮本先生のお考えとは違うと思いますが、私は、ヨーロッパの実態を見ておりますと、免税事業者も、課税選択をした方が自分たちも仕入れに係る税額控除ができるから得だなという意識がやはりある

ようです。

フランスで聞いたんですが、フランスの税務当局が言つておきましたのは、本当に免税選択をしているのは、ブキニスト、これはセーヌ川でテンントみたいなものを張つて古本を売つている人たちのことらしいですが、そういう人ぐらいで、中の事業者の方も免税という特権をむしろ使わずに課税選択をしていると。

それはなぜかと申しますと、結局、自分たちの仕入れには全部消費税がかかつていて、そのまままたまつてしまつ。むしろ、これこそが、先ほどからおっしゃつておりますような損税といふでしようか、自分のマージンの中から仕入れに係る消費税負担がかかつていて、それがそのまま消費税負担をせざるを得なくなる状況が続いているということだと思います。

それを避けるためには、課税選択をすることによつて、例えば日本の個人タクシーの方も、今はほとんど免税だと思いますが、むしろ、法人タクシーと同じよう消費税率をお客さんに転嫁することによって、自分たちの仕入れに、つまり、ガソリン代とか修理代とかにかかるつております消費税額が控除される、そういうことで利益を受けるのではないかというふうに思います。

ちょっとこれは、単に頭の中の体操だというふうに言わればそうかもしれません、現実にフルансではそういうふうなことが行わっている

し、その手間は、インボイスというものがあるか

うふうにも言つておりますので、私もそうかな

というふうに思つております。

以上です。

○宮本(岳)委員 重ねて太田参考人に聞きたいんですけれども、そういうことが起るんじゃないのかという議論をここでやりますと、経過措置を設けたと。四年間の間は簡易なやり方で、それから、導入されてからも、結局インボイスは最初は八割、次は五割で六年間控除を見るというよ

うな、時間を置いたといふ話が出てくるんですよ。

なかなか、時間を置けば何とかなる問題ではな

かるうと私は思うんですけど、そのあたりはいかがですか、経過措置について。

○太田参考人 これは時間の問題ではないと思ひます。

言つてみると、日本の商習慣の問題が強い。

例えば、ヨーロッパなんかとの比較についていえ

ば、中小業者の社会的地位の低さだと等々を含めた非常に歴史的、伝統的な商習慣、そして粗利

益率の問題、それから、地域で生まれて育つて地

域貢献をしている、地域コミュニティーの中で商

大手のところや公的な機関からの仕事というのは全部なくなりますよ、当然それは、三割のそういう

売をやつしている。

そういう中でいえば、極端な言い方をすると、請求書も口約束で、幾らぐらいかかるよ、うん、大体そのぐらいだねと言つて商売を現実には電気工事なんかでいえばやつておるのがかなりあるんです。それで、何、あんた、五万円だと言つたがねとなるわけね。いや、実はあんたがこっちの工事が追加だとこっちを言つたので五万五千円かかりた、ごめんねと言つて、それで通用していく

そうです。それで、課税業者になる。そうすると、事務の煩雜さと同時に、非常に極端な言い方をする、今まで免稅業者である特典で、安い価格で、うちは税金はかけていませんよ、消費税八%をいただきませんよといつて商売をやつておつた小さなお店屋さんが、結局、税金を含んだ高い価格にせざるを得ない。そういうことになると、今まで安かつたの何で高くなるのという話になつて、結局は売り上げが落ち込む。

したがつて、免税業者になるのか、課税業者になるのかというのは、小さな商店屋にとってはなしまないので、課税業者になる。そうすると、事務として企業になつた企業化しているところ、事業として企業になつた企業化しているところについては、インボイスだとそういうのは簡単にはやはり移行できるのではないか

か。ただし、それは生業層の五百十五万者ぐらいのところでの話であつて、その中でちゃんとしないふうに思います。

いずれにしても、多くの人がこの問題で困難を抱えることは事実だ、時間の問題ではないのではなくいかというふうに思います。

○宮本(岳)委員 先ほど森信参考人の方から、ヨーロッパの状況、軽減税率でイートインと持つて帰ると混亂しているという話が詳しく随分ありましたけれども、太田さんも、ヨーロッパの現場を見てそういうことを調査されてきたと冒頭のお話でもございました。まさに、日本の目の前の商慣行に通じてはいるだけではなく、ヨーロッパやカナダのやつている現場も見てこられた、そういう立場から、少し、海外についてどうお感じになつたか、太田参考人にお話しいただきたいと思いま

パンから食パンから、いろいろなパンがあるんですね。それも、一つの場合はどうなのか、五つの場合はどうか、十買つたときはどうなのか。朝からあんパンを食べる人もおれば、食べない人もいる。

そうすると、その食料品との区別はどこに境界線があるのか、結局、通訳を介してもなかなかわかりませんので、パンを五つ、あんパンを買つてきたり、いろいろのことをやるんです。結果、わかつたのは、あんパンの場合に、上にゴマが振りかけてあるかどうかが基準だということがわかりました。

ことほどさように、食料品、この区別というのは、ヨーロッパでもカナダでも、消費税が高くなればなるほど非常に混乱をし、現場ではあの手この手で安い税率に向けて考える人が出てくるというのが現状ではないか。いずれにしても、大変混乱をするのではないかというのが私の感想です。

○宮本(岳)委員 我が党は、軽減税率の導入などということではなくて、消費税の増税そのものをやめなさいということを繰り返し申し上げてまいりました。それは、業者の方々の大変な負担ということもありましがれども、冒頭、先生方と論じたように、日本経済の現状で本当にそういうことをやつて、八%に上げたときの消費の落ち込みをいま一度引きずつていると、この前、総理がそこで、いまだにその影響が続いているとおっしゃるわけですから、そこへさらに一〇%をかけられ、日本経済そのものが大変な打撃を受ける。日本共産党は、断固、この増税中止を求めて頑張つてまいりたいと思つております。

本日は、大変貴重な御意見、まことにありがとうございました。

○宮下委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高でござります。

きょうも私が最後でございまして、あと二十五

分間、おつき合いたいと申します。

まず最初に、参考人の三方の皆さんには、お忙しい中、委員会にお越しいただきました。今、種々の議論を聞いていますと、いろいろな、お三方それぞれのお考えについてさまざまなお見解を述べていただけます。それで、私は、おおさか維新の会は今、少数会派、なんというのをお聞きしながら感じていたところです。

これまで、この財務金融委員会でも、所得税法についてさまざまな観点から質疑を続けてきたんですが、私は、おおさか維新の会は今、少数会派、少なくなつてしまして、そういう意味で毎回質疑に立たせていただいているんですけど、そうした中で、政府とやりとりをしていて、何か変わらないかなというところが幾つかありました。そこで、御意見をお持ちの各参考人の皆さんからお話を伺いしていくふうに考えているんです。

まず、今出てきました軽減税率についてお伺いしていただきたいと思います。政府はなぜ軽減税率を適用していくかというと、この数字を出せという話をしましたら、家計調査に基づいて、所得の高い低いを五段階に分ける家計調査の話をいつもします。そしてその中で、この軽減税率は逆進性を和らげたいということです。今回やるんだという理由の中で、特に低所得の方の所得に占めるこの税額の割合が少なくなる分、低所得の方に対しても痛税感を和らげるみたいな言葉をされるんです。

一方で、額ベースで見たときには、やはり今回軽減税率を適用できるものを見たら、食品とかを見ても、同じように高所得の方ももちろん食料品を買いますし、キャビアにしろ、A5の牛肉でもいいんですけれども、高級品、いわゆる嗜好品の方が値段が高いわけで、通常考えて、またデータでも、高所得の方方が今回軽減税率で税額としてはかなり控除される、高つくざいます。

具体的には、二百万円の所得の方は八千三百七十二円。この軽減税率、一〇%にせず八%にしたことで、二百万円未満の所得の方は八千三百七十二円。一方で、一千五百万円の所得の方は一万七千七百六十二円が免税という形になるそうで、税金を貯めながらなるべくなつていくんです。

この辺、もちろん割合というのは一つの見方なんですが、私は額の面も、非常に国民の感覚からしたら、本当にこれで低所得者対策になつているのかなというは疑問に感じるところだと思います。そのあたり、例えばヨーロッパにいらっしゃった参考人の方もいらっしゃいますので、どういった感覚で議論されているのか、もしくは御自身の価値観も踏まえた上で御発言いただければと思うんですけれども、そうしましたら、竹森参考人からお願いいたします。

○竹森参考人 先ほど申しましたように、所得が多いということは、何でも額が大きくなるんですね。ですから、先ほど、所得税で、一億円をとつたら一%でいいというとんでもない逆進的所得税法をつくったとしても、一億円の一%は百万円払うということになる。それに対して、二百万の所得の人は一〇%の所得税をかける、幾ら払うかというと二十万円払う。百万円と二十万円では二十万円の方が少ないだろう、これは累進的だというのはないわけですね。ですから、これは明らかに逆進的で、パーセントで考えるべきだと思います。

私は、いろいろな問題があるけれども、やはりこういう議論をするときに、累進的か逆進的かというときに、何を言っているのかというのはパーセントでやはり確定するべきだと思います。パーセントで確定することの意味は、自分の所得が一%課税されるのと一〇%課税されるのでは働く

というようなことで、パーセントというのが誰が何をしたいということを決めるときに大事なので、パーセントで考えるべきだというふうに考えています。

○森信参考人 お答え申し上げます。私の資料の四ページをちょっと開いていただきたいんですが。

私は、逆進性といった場合には、世帯年収階層ごとに負担割合を並べましたこのグラフの傾き、これが右肩上がりではなくて右肩下がりになつている、これが逆進性と呼ばれるものだと思いま

す。

したがって、逆進性を解消するかどうかといつたときには、この傾き 자체が下に平行移動しただけ、低所得者の方に少し割合が多いにしても、この右肩下がりがなくなることが逆進性の解消、逆進性対策だというふうに思いますので、これは軽減税率では確かに低所得者層の方が下がる割合が若干多いと思いますが、それは逆進性の解消の議論ではないというふうに私は思つております。

○太田参考人 税の基本というのは、国税庁のパンフレットを見ていただくとわかりますけれども、税と社会保障というのは、たくさんお金をもうけている人には高い税金で、そしてそのお金を使って社会保険という形で再分配をして、全体が、社会がうまく回るようにしていく、これが基本的な考え方だというのが国税庁の方から出でております。

そういう点からいえば、軽減税率というよりも、税を例えば五%に引き戻せば、これは多くの人たちが恩恵をこうむるわけですから、逆進性も何も、引き下げれば。したがって、当然こんな税を来年の四月に一〇%にするなんというのは、軽減税率を含めて許されないというの私が私たちは、税を例えば五%に引き戻せば、これは多くの人が恩恵をこうむるわけですから、逆進性も何も、引き下げれば。したがって、当然こんな税を来年の四月に一〇%にするなんというのは、軽減税率を含めて許されないというの私が私の立場です。

以上です。

○丸山委員 ありがとうございます。

そういう意味で、食料品とか、一律に高所得の方も低所得の方も消費するものの中で割合を使つていうのは、今の先生方のお話を聞いていても

非常にわかりやすいなというふうに思うところなんです。

一方で、今回、新聞が食料品に次いで軽減税率の対象になっています。私は、この委員会でも、食料品の次になぜ新聞が来るのか、おかしいじゃないかというのをさんざん、役所とも何回も何回もやりとりしているんですけれども、いまだに私はこれは腹に落ちてないんです。

その意味で、新聞なんか、低所得の方も高所得の方も一律にとっているかというと、食料品のように一律性は余りなくて、特に低所得、所得が落ちた場合には真っ先に新聞というのはどちらの方が多い、ただ一方で、では食べ物は所得が落ちたからとらなくていいかというと、なかなかそういうわけにも、新聞ほど激しく落ちるものじゃないにもかかわらず、実は財務省は同じような割合のパターンを平均で組んで、数字の統計を使って彼らは入れているんです。そこはおいておいて、新聞に対して、私はそういった意味でも明らかにおかしいというふうに考えてるんです。

ただ、彼らが言うには、ほかの地域でもやっていますよ、ヨーロッパでは入っていますよという議論で言うんです。でも、聞いていくと、ヨーロッパは、その前にガスとか電気とかもしくは書籍、やるんだつたら書籍も一緒に入っているとか、その中の一部であるにもかかわらず、なぜかな今回、食料の次に、飛んで新聞みたいな議論になつてます。

私は非常におかしいと思うんですが、そうお考えになるかどうかも含めて、参考人の皆さんの御意見をお伺いしたいんです。

○竹森参考人 どうもありがとうございます。

きょうの私の発言は、最初に、軽減税率が理論的に正当化されるのは新聞だというのが私の考え方になりますが、実際に新聞の売り上げがどんどん落ちて、実際に新聞が売上出ていますよね。私は、これは明らかに消費税が入っているだろうというふうに考えています。ほかのものはそんなに落ちないだろうと。

先ほどから申し上げていますように、新聞の場合は、無料のメディア媒体といつものと闘わないであります。

一方で、新聞が活字文化だけを優遇しないといけないことがありますから、ちょっと値段が上がっただけでも大きく下がるわけであります。

そういう議論の仕方が私は公平ではないんじゃないかと思いますし、もう一つは、新聞が活字文化だということになれば、しかし、なぜ文化の中で活字文化だけを優遇しないといけないのか、文化といえばもつとほかにもいろいろ文化があるではないかという議論に必ず来年以降はあると思います。

そういう議論の仕方が私は公平ではないんじゃないかと思いますし、もう一つは、新聞が活字文化だということになれば、しかし、なぜ文化の中で活字文化だけを優遇しないといけないのか、文化といえばもつとほかにもいろいろ文化があるのではないかという議論に必ず来年以降はあると思います。

うふうに、中にいない人間としてはそういう印象を持つております。

○森信参考人 お答え申し上げます。

私は、今の竹森先生の話とはちょっと違うんですけど、新聞の売り上げが落ちているのは、別に消費税のせいではないと思います。

学生に聞きましたが、新聞の購読が減つてますね。今若者では、それはなぜかといふと、ここは竹森先生のお話なんですが、ネットでただで見られるからということで、したがって、消費税の軽減税率を適用したことによって、新聞の売り上げがあがるということがあります。

○太田参考人 そもそも、新聞の購読が減つてますね。そこで、町内会費を貢献して集めるわけですから、それが、実は、ワンルームマンションに住んでいる若い人たちというのは、ほとんど新聞はとつていません。

したがって、若い人たちが新聞を読まないというのは、それはスマートとかインターネットとか他の媒体で新聞を引っ張ることができるというふうに思います。

したがって、今回の法律では、しかも税制改革法では低所得者対策としてというふうに書いてあるわけですが、新聞が軽減の対象かどうかは、決して低所得者対策ではないという点が一つ問題だと思います。

実は、私が最大の問題だと思うのは、表で、表のところでは、低所得者対策としてというふうに書いてあるわけですが、新聞が軽減の対象かどうかは、決して低所得者対策ではないという点が一つ問題だと思います。

○丸山委員 それでお立場から御意見をいたしまして、ありがとうございます。

○太田参考人 そもそも、新聞の購読が減つてますね。そこで、町内会費を貢献して集めるわけですから、それが、実は、ワンルームマンションに住んでいる若い人たちというのは、ほとんど新聞はとつていません。

したがって、若い人たちが新聞を読まないというのは、それはスマートとかインターネットとか他の媒体で新聞を引っ張ることができるというふうに思います。

したがって、今回の法律では、しかも税制改革法では低所得者対策としてというふうに書いてあるわけですが、新聞が軽減の対象かどうかは、決して低所得者対策ではないという点が一つ問題だと思います。

実は、私が最大の問題だと思うのは、表で、表のところでは、低所得者対策としてというふうに書いてあるわけですが、新聞が軽減の対象かどうかは、決して低所得者対策ではないという点が一つ問題だと思います。

○太田参考人 先ほど、六年間の間に準備したらどうだという話でしたけれども、それは時間の問題ではないのではないか。

例えば、私、先ほど言ったように、米屋なんですね。そうすると、米屋が、お客様は全部一般消費者だけなら、これは問題ないんですね。ところが、私が納入している中に例えば保育園がある

とか、現実に何軒か保育園があります。当然、これはインボイスが必要になります。当然、民間でありますと公的な保育園であるうと、公費が名古屋市、愛知県からおりているわけですから、インボイスのない業者、インボイスがとれない業者との取引というのは、これは排除されるというのは事実です。したがって、そういうところの売り上げを全部詰めるかどうか、それとも課税業者になるのかという選択が六年間の間に迫られる。それが、最後は廃業するという手がある。こういうことになります。

したがつて、僕は、時間があれば何とかなるという問題ではないのではないか。そういう点では対応といふのは非常に難しい。そもそも、こういふインボイスが必要な制度といふのは、日本の商習慣上から含めて大変難しいのではないのかというのが私の意見なんです。

以上です。

○森信参考人 お答えします。

私は、結局、この問題は二つか道がないと思います。一つは、免税事業者ですから、自分の付加価値部分には消費税がかかるないわけですから、その分だけ価格を引き下げる、引き下げるというか、その分だけ価格競争で他の課税業者とは有利に立つてゐるはずだということですね。しかし、これはマージンが低い中では必ずしもうまくいかない。これはもう太田さんが先ほどからおつしやつてゐるところだと思います。そうすると、残された道は課税選択しか私ははないのではないかというふうに思います。

しかし、私が申し上げているのは、課税選択した方が結果的には免税事業者にとつても有利になりますよと。ただ、手間がかかるだけです。手間がかかるところは、しかし、そもそも軽減税率の導入ということで大きな政策が決まつた以上は、この軽減税率の導入に手間がかかるわけですから、それを所与とするならば、インボイスといふものを入れて、その手間を少しでも軽減していく方がいいのではないかというふうに思います。

それからもう一つ、今、六年間とかおつしやいましたけれども、三年間ですか、済みません。一つは、やはり、消費税と価格というものの考え方を私はもう少し整理した方がいいんじやないかと思います。

といふのは、これはヨーロッパでいろいろ

は、四月一日から消費税率を引き上げるときに、三月三十一日に小売店が徹夜をして値段表を張りかかるといふことはほとんど見られません。それは、もう既に消費税はコストの一つだと。円安で輸人物も上がるし、人件費も上がる、そういった中で今度消費税も上がるよねと。そういうふうな考え方でもつて価格戦略を考えていくわけです。

わかりやすく言えば、例えばイギリスで消費税率を二年間で五%引き上げました、二・五%ずつ。そのときのいろいろな記録が「ファイナンス」という財務省の雑誌に載つております。五十嵐当時大臣がイギリスに行つたときの記録ですが、事業者の方は、上がつていく消費税に、消費が落ちるのではないかということで、消費税込みの価格を例えればクリスマスの前には上げないと、そつまつた価格戦略をとることによつて何とか乗り越えたということが言われております。

つまり、日本の場合は、必ず税抜き価格と税込み価格、二つを表示しております、原材料価格も含めて、人件費も含めて変わる中で、消費税だけは何か特に転嫁しなければいけないという意欲が強過ぎると、かえつて価格競争には負けてしまふのではないかなというふうに思つておられます。この辺の消費税と価格というものの関係をこの三年間の間にいろいろと考えてみると私は有益ではないかなというふうに思つております。

○竹森参考人 私はきょう、ずっとほかの参考人の意見を聞いて大変勉強になつて、これも勉強に

なつたことですが、私なんかは、昔は、免税業者というのは何でそもそもあるんだろうというふうに思つてたんです。

そもそも消費税といふのは、所得税だと捕捉が大変だといふものを、消費だと捕捉が簡単だといふことで、ある程度小売の方に負担を押しつけた面はある。それに対応できないということもあるだろう。

ただ、その中で、今、森信さんがおつしやられたような免税業者が課税業者に変わつてインボイスをとるようになるというのは、税の構成とか効率性からいえばプラスの面があるので、小売業の方には負担を強いることになるけれども、そういう展開自体はそれほど問題ではないと私は考えます。

○丸山委員三者いろいろな御意見をいただきました。お伺いしていると、政府の側で、実は大臣も御答弁されていまして、これによつて多くの事業者が恐らく潰れてしまふ憂き目にはなるだらうといふのはおつしやつていまして、一方で、とはいひえ、側面の一つとして、先ほどお話をあつたそもそも、課税事業者であるべきなのに免税事業者になつてゐる現状があつて、という立場の御意見もあるといふことで、逆に財務省なんかは、恐らく本音ベースではそちらの意見に近く、しかしながら、免税事業者も現にいらっしゃる中で、それについてこうと言ひづらいんじゃないかなというのを、今、逆に、財務省は言えないけれども根本的部分にそういうことを思つてゐるんじゃないかなというのを、少し、先生方の御意見を聞いて思つたところです。

○宮下委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

次回は、明三月一日火曜日午後零時四十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会

いう建物を建てねばそつとみなしますという答えをします。

もちろん、それは効率性は上がるのでよいと思つてますが、しかし、今、一方で、それによつて民泊に使つたり、若い人だとルームシェアみたいな、結局、政策目的の三世代同居は達成できない可能性もあるんですね。それをウオツチしますかというと、国会でつつかれて、そうしたら調査しますみたいなのが出てくるような状況です。

そういう意味で、お話を聞いていて、今回のインボイスにしても、所得税の改正といふのは、ウオツチの仕方、きちんと政府の方が見て、問題があるのなら速やかに修正していくという作業が非常に重要なときのような参考人の皆さん御意見を聞いて思つたところです。

これで終わらせていただきます。本当に貴重な御意見、ありがとうございました。

○宮下委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

次回は、明三月一日火曜日午後零時四十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四分散会